

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の 特例に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣旨

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書（以下「身分証」という。）については、国における省令等の改正及び「立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」（令和5年千葉県規則第10号。以下「規則」という。）の施行により、統合様式による1枚の身分証に集約できるようになったところです。

この身分証の統合対象を更に広げて、発行や管理等の作業に係る事務負担を軽減し業務効率化につなげるために、規則の改正を検討しています。

2 案の概要

（1）内容

規則を改正し、立入検査等を行う際に携帯する身分証明書について、統合様式の対象となる立入検査等の規定を追加します。

（2）新たに追加する立入検査等を定める法令の根拠規定

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項、第6条第1項及び第24条第1項

3 施行予定日

令和8年4月1日